

中野区子ども総合窓口専門相談員(会計年度任用職員)募集要項

令和8年3月4日

中野区子ども教育部子育て支援課

1 採用職種及び応募資格等

(1)採用職種・勤務様態及び勤務条件・採用数・勤務場所

採用職種	採用数	勤務場所
子ども総合窓口専門相談員	1名	中野区役所本庁舎等 中野区中野4-11-19
勤務様態・勤務条件		
月16日勤務 ・原則、平日、1日6時間（午前8時30分から午後5時15分までのうち6時間） ・各月の勤務日等は別途指定します。		

(2)勤務内容

- ア 子ども総合窓口の運営に関すること(子ども総合窓口の受付業務を含む。)
- イ 保護者等の個別ニーズの把握及びそれに基づく情報の集約、提供、相談、利用支援等に関すること
- ウ 保護者等の個別ニーズに応じた手続の案内に関すること
- エ 教育、保育、保健その他の子育て支援に係る情報の広報及び啓発に関すること
- オ 子育て応援メールの原稿作成に関すること
- カ キッズスペースの運営に関すること
- キ 上記のほか、子育て支援課長が定める事項

(3)任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日までの1年間

(4)応募資格

以下のすべてに該当する方

- ア 保育士資格又は子育て支援業務の相談の経験その他これらに準ずる資格又は経験を有すること
 - イ 職務に関連した知識を積極的に収集し、保護者等に寄り添いながら支援を行うことについて、熱意を有すること
 - ウ 職務遂行に適する健康な心身を有すること
 - エ 欠格条項※に該当しないこと
- ※欠格条項(地方公務員法第16条)
- 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

- 三. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 選考

- (1)選考方法 書類審査及び面接
- (2)面接日時 令和8年3月23日または24日のうちいずれか1日を予定。
※書類審査の上、面接日時をご連絡いたします。
- (3)面接会場 中野区役所(中野区中野4-11-19)
- (4)結果通知 3月下旬に応募者全員にお知らせいたします。

3 応募方法

中野区公式ホームページより LoGo フォームにてお申し込みください。

LoGo フォームによるお申し込みが難しい場合は、採用選考申込書を下記の書類送付先まで持参または郵送してください。

応募期限:令和8年3月17日(必着)

※郵送の場合は、「選考書類在中」と朱書きし、簡易書留またはレターパックプラスで送付してください。

※応募書類につきましては返却いたしません。(当方で、責任を持って破棄いたします。)

※応募書類については、中野区役所ホームページからダウンロードできる他、中野区子ども教育部子育て支援課(3階1番窓口)で配布しています。

4 報酬等

月額 155,219 円

※社会保険料、雇用保険料本人負担額及び源泉徴収所得税が差し引かれます。

※その他に、期末手当、通勤手当(上限額あり)を支給します。

5 休暇・福利厚生等

年次有給休暇、慶弔休暇等が付与されます。

社会保険(健康・介護・厚生年金保険)及び雇用保険に加入します。

6 その他

本事業は令和8年度一般会計予算(案)に計上されており、議会の議決を得られることを条件として、事業計画を定めるものです。

7 書類送付先・問合せ先

〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 子ども教育部 子育て支援課 子育てサービス係(中野区役所3階1番窓口) 直通電話 03-3228-5612 メール kosodatesien@city.tokyo-nakano.lg.jp
--